

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年10月 1日

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、福井県域を中心とした行政区域の広域化の動静把握、幹線道路網の現状評価及び幹線道路網の役割、整備効果等について分析し、この結果を基に事業手法の検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、特定の企業と関係しない公平・中立的な立場が求められるとともに、福井県が抱える地域固有の課題や道路政策等に関して専門的な知識と豊富な研究実績・経験を有し、かつ行政の精緻な情報・データを的確に収集できる能力が求められることから、(財)地域環境研究所(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度福井県域の道路整備手法等検討業務

(2)業務内容

行政の広域化の動静把握

- ・広域ブロック(近畿・中京圏の主な地方都市圏対象)の動向等行政区域の広域化の把握

- ・福井県の特異な圏域性検証

- ・地方都市圏が抱える特有の課題考察

幹線道路網整備の現状整理と整備計画の把握

- ・冬期の降積雪や道路の強靱性、代替性等幹線道路網整備の現状整理(近畿・中京圏の主な地方都市圏対象)

- ・道路整備のあり方に関する情報、データ分析、これからの道路整備計画検討把握

各自治体の意向に基づく現状評価、数値解析手法からの整備効果の検討

- ・道路整備の現状評価のための意向調査(行政と協同)

- ・市町村合併と県内、県境の幹線道路網との関係に地域別計測を加えて、数値解析手法からの整備効果の検討

広域地方計画により新たに生じる幹線道路網の整備課題の考察、事業手法の検討

- ・広域地方計画がもたらす新たな幹線道路網の整備課題

- ・地方都市圏が抱える特有の課題について地域別考察、真に必要な道路の役割
- ・有効活用論を取り入れた具体的な事業手法検討

(3)履行期限 平成20年 3月10日

3. 業務目的

本業務は、福井県域を中心とした行政区域の広域化の動静把握、幹線道路網の現状評価及び幹線道路網の役割、整備効果等について分析し、この結果を基に事業手法の検討を行うものである。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

福井県が抱える地域固有の課題や道路政策等に関して、専門的な知識と豊富な研究実績・経験を有するとともに、行政の精緻な情報・データを的確に収集できる能力を有すること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ)又はロ)に該当する関係である。

イ)参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。

ロ)参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

4) 守秘性に関する要件

・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

・近畿地方整備局管内に本・支社（店）または営業所があること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した数値解析手法等による道路の整備効果、整備手法に関する業務

・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の府県政令市が発注した数値解析手法等による道路の整備効果、整備手法に関する業務

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（総合技術監理部門）の場合には、建設部門の選択科目により取得した者。
- イ) 技術士（建設部門）
 - ただし、平成 14 年度以降の資格取得者の場合には、7 年以上の実務経験を有するとともに、かつ同種業務の実績を有する者
- ウ) R C C M の場合には、同種業務の実績を有する者
- エ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。）
- ・ 同種又は類似業務の実績
 - 下記に示される同種又は類似業務について、1 件以上の受注実績を有している者。
 - ・ 同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した数値解析手法等による道路の整備効果、整備手法に関する業務
 - ・ 類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の府県政令市が発注した数値解析手法等による道路の整備効果、整備手法に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 918-8015 福井県福井市花堂南 2 - 1 4 - 7

国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所経理課契約係

電話：0776-35-2661（代）（内線 224） FAX：0776-35-2955

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 10 月 11 日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は 9 時 00 分から 16 時 00 分まで）

交付場所

(1) に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成 19 年 10 月 11 日 16 時 00 分

提出場所

(1) に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成 19 年 10 月 30 日 16 : 00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度土木関係建設コンサ

ルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。